

特別養護老人ホーム飯田荘 重要事項説明書

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
所在地	長野県飯田市東栄町3108番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 原 重一
電話番号	0265-53-3040
FAX番号	0265-53-3186

2 ご利用施設

事業者の名称	指定介護老人福祉施設飯田荘
所在地	長野県飯田市東栄町3137番地2
施設長名	有賀 達広
電話番号	0265-23-7888
FAX番号	0265-53-3451

3 ご利用施設で実施する事業

事業の種類	長野県知事の事業者指定		利用定数	飯田市基準 該当サービス
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成16年4月1日	長野県第2070500885号	40	該当

4 事業の目的と運営の方針

事業者の目的	この事業は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態になった者に対して、施設サービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	当施設にあつては、日常生活において常時介護を必要とする要介護者に対し、その心身の健康保持及び、より楽しく生き甲斐のある生活を送ることへの援助、要介護者の自主性の尊重を運営の基本方針とします。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地面積	3,444.34㎡
構造	鉄骨造一部木造平屋建て（倉庫部分のみ2階あり）*耐火建築
延べ床面積	1,936.22㎡
物利用定員	長期利用40床

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
2人部屋	(20)室	499.385㎡	12.48㎡

(注) 指定基準は、居室1人あたり10.65㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂及び機能訓練室	1室	146.93㎡	3.6㎡
機械浴室	1室	77.48㎡	
医務室	1室	21.28㎡	
静養室	2室	59.7㎡	29.85㎡
理容コーナー		5.95㎡	

(注) 食堂の指定基準は、1人あたり3㎡

6 職員体制(主たる職員)

就業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1.0	1人	
事務職員	2			2		1.5		
生活相談員	2		2			1.0	1人以上	
介護職員	21	12	2	7		16.5	14人以上	介護福祉士・初任者研修
看護職員	3	2		1		2.5	うち看護職員2人以上	看護師
介護支援専門員	2	1	1			1.1	1人以上	介護支援専門員
医師	1			1		0.1		嘱託医
栄養士	1	1				1.0	1人以上	管理栄養士
調理員	7	4		3		5.2		調理師・栄養士
機能訓練指導員	1	1				1.0	1人以上	

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～8:40 昼飯 11:30～12:40 夕食 17:10～18:20 施設介護サービス計画と同時に栄養ケアアセスメントを行い、医師及び管理栄養士等による栄養ケア計画を作成・実施状態を記録し、その計画を定期的に評価、見直しを行います。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。 利用者の身体状況に応じた浴槽を用いて入浴を行います。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 リネン類が汚染したときは、随時交換を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員(看護職員等)による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るかぎり配慮します。 (当施設の嘱託医師) 氏名：松尾恭介 診療科目：一般内科(所属医院：松尾医院) 診察日：毎週1回、金曜日 14:00～16:00
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ可能なかぎり必要な援助を行うよう努めています。 (相談窓口) 生活相談員、介護支援専門員
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を更にするものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 (誕生者のお祝い・その他年間行事) 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況により、可能であるものは代行します。

教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事参加費	<ul style="list-style-type: none"> 花見等のバス・タクシー代、外食ツアー等施設外での催し物による飲食費で食費超過分、晩酌等の酒代、居室へのTV設置受信料、その他施設で用意できない物のレンタル料ほか 	実費
上記以外の個別サービス		実費

8 利用料

(1) 施設利用料(介護サービス費)

区分	1日あたりの 保険負担分	1日あたりの 自己負担分
要介護度1	5,890円	589円
要介護度2	6,590円	659円
要介護度3	7,320円	732円
要介護度4	8,020円	802円
要介護度5	8,710円	871円

〈介護保険制度上の加算項目〉

以下の要件を満たす場合、上記の施設利用料に以下の料金が加算されます。

項目	自己負担分	内容
科学的介護推進加算(Ⅰ)	40円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を、厚労省に提出。必要に応じて計画を見直し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
科学的介護推進加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	50円/月	Iに加えて疾病の状況等を厚労省に提出。
看護体制加算(Ⅰ)イ	6円/日	常勤看護師1名以上を配置
看護体制加算(Ⅱ)イ ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算可	13円/日	看護師配置基準+1名 病院等との連携により24時間連絡体制の確保
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	常勤・専従の機能訓練指導員1名以上の配置 入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月	(Ⅰ)を算定し、計画内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の適切・有効な実施のために必要な情報を活用した場合
個別機能訓練加算(Ⅲ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)併算可	20円/月	個別機能(Ⅱ)口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等が機能訓練・口腔・栄養に関する情報を共有。必要に応じて計画の見直し。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22円/日	夜勤配置基準+1名。緩和基準として、見守り機器の設置及び安全かつ有効に活用するための委員会の設置
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を配置し、低栄養状態の入所者に対して、栄養ケア計画に従って入所者の食事の観察を定期的に行い、入所者ごとの食事調整を実施。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

(2) 介護保険対象外サービス(法定外給付及び金額)

サービスの種類	内容	費用
食事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設で提供する食事は、栄養士の立てる献立に基づくものです。(医師の食事箋に基づく特別食を除く) 	負担限度額段階による
居住費	<ul style="list-style-type: none"> 当施設で提供する施設介護サービスを受けるために必要とする居住費用です。 	負担限度額段階による
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設で提供する一般食以外の食事であり、申し出により実施します。 	実費
金銭及び貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。 管理する金銭の限度額：500万円までとします。 管理する金銭等の形態：飯田信用金庫の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。 お預かりする物：上記預金通帳と通帳印(原則として1つ) 保管場所：通帳と印鑑を別の金庫に保管します。 保管責任者：施設長が責任を持って管理します。 出納方法：入所者及び保証人から依頼があった場合、預貯金の出納事務を行い、記録するとともに通帳の残高確認を年2回行います。 ※居室での金銭等の個人保管は、紛失の恐れがありますのでご遠慮ください。(但し、日常的な小遣い銭はこの限りではありません。) ※1月に満たない月がありましても右記料金を頂きます。 	1,000円/月

日常生活継続支援加算	36 円/日	①新規入所者の要介護4.5の者の割合が70%以上もしくは介護を必要とする認知症の者の割合が65%以上もしくは痰の吸引等を必要とする利用者の割合が15%以上 ②介護福祉士の数が常勤換算で7人以上
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月	褥瘡の発生予防のための管理。評価結果等の情報を厚労省に提出。褥瘡発生リスクのある入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成。計画に従い褥瘡管理を実施。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	13 円/月	(Ⅰ)の算定要件を満たし、リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合
療養食加算	6 円/回	療養食を提供した場合
初期加算	30 円/日	新規入所した日から30日間及び30日を超える入院後に再び入所した場合も同様
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が終末期であると判断した利用者に、本人の意思を尊重した看取り介護計画を作成し、医師及び看護師、介護職員、栄養士、介護支援専門員、生活相談員等が、ガイドラインに沿った看取り介護を行った場合	
	72 円/日	死亡日45日前～31日前
	144 円/日	死亡日30日前～4日前
	680 円/日	死亡日前々日・前日
	1,280 円/日	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	(Ⅰ)の要件に加え、配置医師緊急時対応加算の基準に該当。	
	72 円/日	死亡日45日前～31日前
	144 円/日	死亡日30日前～4日前
	780 円/日	死亡日前々日・前日
	1,580 円/日	死亡日
配置医師緊急時対応加算	基準を満たし、配置医師が通常の勤務時間外に診療を行った場合	
	325 円/回	通常の勤務時間外(早朝・夜間・深夜を除く)
	650 円/回	早朝・夜間
	1,300 円/回	深夜
ADL維持等加算(Ⅰ)	30 円/月	自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行い、一定の値を得られた場合
ADL維持等加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	60 円/月	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円/月	支援計画を作成し継続的に排泄に係る支援を行い、評価結果等の情報を厚労省に提出。排泄支援の適切・有効な実施のために必要な情報を活用。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円/月	(Ⅰ)の要件に加え、入所時と比較して状態が改善またはおむつ使用がなくなる
排せつ支援加算(Ⅲ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)併算不可	20 円/月	(Ⅰ)の要件に加え、入所時と比較して状態が改善かつおむつ使用がなくなる

口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円/月	口腔衛生管理に係る計画を作成、歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対し技術的助言・指導を行う。
口腔衛生管理加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	110 円/月	(Ⅰ)の要件に加え、計画の内容等の情報を厚労省に提出。口腔衛生管理の適切・有効な実施のために必要な情報を活用すること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員のうち介護福祉士80%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上、
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員のうち介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)併算不可 また日常生活継続支援加算算定時は算定不可	6 円/日	介護職員のうち介護福祉士50%以上または看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上、または勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上。
経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	経口による食事に特別な管理の必要がある利用者に対し、経口維持計画を作成、医師等の指示を受けた管理栄養士または栄養士が栄養管理を行う。
経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	(Ⅰ)を算定し、医師等が経口維持支援するための会議等に参加
自立支援促進加算	300 円/月	医師が自立支援のために必要な医学的評価を行い、多職種共同により自立支援に係る支援計画を作成、ケアを実施。評価の結果等を厚労省に提出、自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
安全対策体制加算	20 円/回	担当者を配置し、安全対策の体制が整備されている ※入所時に1回
協力医療機関連携加算	100 円/月	協力医療機関との定期的な会議の実施。相談・診療体制を常時確保
退所時情報提供加算	250 円/回	医療機関へ退所する入所者の情報を提供
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
再入所時栄養連携加算	200 円/回	特別食等を必要とする医療機関からの再入所者の栄養管理について、医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円/月	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保。院内感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円/月	3年に1回以上感染制御等に係る実地指導
新興感染症当施設療養費	240 円/日	厚労省が定める感染症に感染した利用者に対し施設療養を行う 1月に1回、連続5日を限度
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 円/月	要件を満たし、専門的研修及びケアプログラムを含んだ研修修了者の配置。個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、予防に資するチームケアの実施。ケア計画の作成、評価。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 円/月	要件を満たし、専門的研修修了者の配置かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。個別に評価を行い、予防に資するチームケアの実施。ケア計画の作成、評価。
生産性向上推進加算(Ⅰ)	100 円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、成果の確認。見守り機器等複数導入。職員間の適切な役割分担。業務改善効果データ提供。
生産性向上推進加算(Ⅱ)	10 円/月	委員会の開催、必要な安全対策を講じガイドラインに基づいた改善活動の継続的実施。見守り機器等1以上導入。業務改善効果データ提供。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる (R6.6月から介護職員等特定処遇加算2.7%・介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%と併合した)。

注 サービスの利用料金(*上記記載金額は1割負担)は、ご契約者の要介護度、保険者が発行する介護保険負担割合証に記載されている割合に応じて異なります。

(2) 食費 負担いただく1日あたりの上限の金額

食費（1日あたり）	利用者負担段階
1,445円	第4段階（認定証交付なし）
1,360円	介護保険負担限度額認定 第3段階②
650円	介護保険負担限度額認定 第3段階①
390円	介護保険負担限度額認定 第2段階
300円	介護保険負担限度額認定 第1段階

注 1日の内1食（おやつを含む）でも提供した場合は、上記の該当金額を頂きます。

団体 申出 先	南信州広域連合事務局	飯田市上郷別府3338-8 南信州広域連合事務センター 南信州広域連合事務局 地域医療福祉連携課 介護保険係 TEL 0265-53-6088 FAX 0265-21-5188
	長野県国保連合会相談窓口	住所 長野市大字西長野字加茂北143-8 長野県国民健康保険団体連合会介護保険苦情処理係 TEL 026-238-1580 FAX 026-228-1581
飯 田 荘 苦 情 相 談 員		
氏名	住 所	電 話
伊藤 実	飯田市正永町	080-5144-7582
森山 祐子	飯田市浜井町	080-5144-7583
篠田 光子	飯田市上郷	080-5144-7584

1.1 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
2 なし			

1.2 秘密保持の厳守

- 施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- 利用者から予め契約書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

1.3 非常災害時の対策

非常時対応	・別途定める「特別養護老人ホーム消防計画」に基づいて対応を行います。			
近隣との協力関係	・東栄町1区まちづくり委員会、東栄町2区まちづくり委員会と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	・別途定める「特別養護老人ホーム消防計画」に基づき年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方にも参加いただき実施しています。			
消防用設備等	設備名称	個数等	設備名称	箇所等
	スプリンクラー設備	あり	防火扉・シャッター	2箇所
	避難用スロープ	あり	排煙設備	あり
	自動火災報知設備	あり	誘導灯	あり
	非常通報装置	あり	ガス漏れ警報器具	あり
	カーテン布団等は、防災性能のある物を使用しています。			

(3) 居住費 負担いただく1日あたりの上限の金額

居住費（1日あたり）	利用者負担段階
915円	第4段階（認定証交付なし）
430円	介護保険負担限度額認定 第3段階②
430円	介護保険負担限度額認定 第3段階①
430円	介護保険負担限度額認定 第2段階
0円	介護保険負担限度額認定 第1段階

◎入院または外泊をされた場合の1日あたりの利用料は下記のとおりです。

項目	自己負担分	内 容
外泊時費用	246円	初日及び最終日を除き、月に6日を限度とする
居 住 費	上記(3)の金額	居室を確保される場合

*この場合の居住費について、利用負担段階第4段階（負担限度額認定証交付なし）以外の方は、外泊時費用算定期間のみの徴収となります。第4段階の方は、外泊時費用算定期間以降も徴収いたします。

9 施設内苦情相談窓口

申出窓口 申出方法	看護主任・介護主任・生活相談員 苦情箱（玄関に設置） 電話 0265-23-7888 FAX 0265-53-3451
相談室 相談時間	面接室 午前8時30分～午後5時30分

10 施設外苦情相談窓口

特別養護老人ホーム飯田荘苦情相談窓口		
関係	飯田市役所 飯田荘相談窓口	飯田市役所健康福祉部長寿支援課（市役所内） TEL 0265-22-4511 FAX 0265-22-4544

1.4 身体拘束禁止の対応

区 分	内 容
身体拘束禁止	<ul style="list-style-type: none"> 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(H15.4.1改正)の趣旨に基づき実施します。 身体拘束廃止委員会設置
拘束の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束が必要であると医師又は施設長が判断した時は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」により、連帯保証人・ご家族等にその理由を説明し同意を得た上で必要最小限の身体拘束をさせていただきます。 ただし、解除することを目標に鋭意検討することとします。
拘束の記録	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず身体拘束を行った場合は、次の項目について記録をします。(拘束の態様、拘束時間、拘束の際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、経過観察、再検討結果)

1.5 事故発生時の対応

区 分	内 容
事故防止	<ul style="list-style-type: none"> 介護事故防止対策として、職員が危険を予知して事故を予防するリスクマネジメント活動等を行います。
事故発生時	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時は、事故の内容によっては協力医療機関等と連携をとり応急処置を施すとともに、速やかに連帯保証人、ご家族等に連絡をいたします。 また、併せて保険者市町村等関係機関に報告すると共に、所要の措置を講じます。
損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービスの提供により、当施設に賠償責任のある事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故原因を解明し、同種の事故の再発を防ぐよう努めます。 介護事故対策委員会の設置有り

1.6 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 面会をご希望される方はご相談ください。 なお、当施設には来訪者の宿泊設備がございませんので、各自最寄りのホテル等に宿泊願います。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の外泊・外出を希望の際は、事前に連絡のうえ、必ず行き先と帰荘時間を職員に申し出てください。
嘱託医以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> 看護師に申し出て、許可を受けて受診してください。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> 施設内は全面禁煙となっております。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の方による貴重品の持ち込みは、紛失の恐れがありますのでご遠慮願います。また、日常生活用品の管理は利用者ご本人にお願いします。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者本人が保管している場合の紛失等については、一切の責任を負いかねますので、現金等は事務所金庫に預けてください。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音等他の利用者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の居室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

物 品 販 売	<ul style="list-style-type: none"> 利用者間及び施設関係者に対する物品の販売行為はご遠慮願います。
動 物 飼 育	<ul style="list-style-type: none"> 施設内でペットの飼育はお断りいたします。

1.7 協力医療機関

医療機関の名称	飯田市立病院
院 長 名	新宮 聖士
所 在 地	飯田市 八幡町 438
電 話 番 号	0265-21-1255
救急指定の有無	有 り
契 約 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> 医療を必要とする場合は、利用者の希望により、診療や入院治療を受けることができます。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

1.8 協力歯科医院

医療機関の名称	加藤歯科医院
院 長 名	加藤 進
所 在 地	飯田市大門町15番地
電 話 番 号	0265-22-1678
入 院 設 備	無 し

1.9 緊急時の対応

緊 急 連 絡 先 1			
氏 名		続 柄	
自 宅 住 所	(〒)		
自 宅 電 話 番 号		勤 務 先 名 称	
携 帯 電 話 番 号		勤 務 先 電 話 番 号	